7つのアクションの取組状況

平成28年 11月

1. 情報の一元的提供

関係省庁、関係団体が収集した輸出に関する情報をJETROに一元的に集約し、WEBやメルマガ等で提供。

実施状況

- 7月中旬に「戦略紹介・関係省庁リンクページ」をHPに掲載。
- 8月30日に、<u>ジェトロの農林水産分野のHPで</u>は、現地の食生活事情・市場価格、各種マーケティング情報等を公開してきたが、「海外情報を知る」、「輸出ノウハウを習得する」などの<u>目的別にコンテンツを整理し発信。</u>
- O <u>イベントカレンダーやバイヤーリストも同日公開</u>し、メールマガジン(農水省約1万ユーザー、JETRO4 千ユーザー)やツイッターでも広報。
- 海外見本市に設置しているジャパンパビリオンの出展者カタログをHPで順次公開し、海外に発信。

課題と今後の対応

【実現に当たっての課題】

○ 現在、関係省庁、関係機関が持っていた情報を掲載しているが、利用者側の目線で必要な情報が掲載され、アクセスしやすくすることが必要。

【今後の対応方針】

- 〇ユーザー要望把握のため、アンケートを実施予定。
- ○<u>年度内を目途に利用者にとって分かりやすい</u> ポータルサイトの整備を行う予定。
- ○サイト完成後、プレスリリース、メールマガジン、 SNS等で広く発信するほか、各種セミナー等で 事業者に対して周知。



JETROのHPを8月30日にリニューアル 情報の一元的提供を開始 www.jetro.go.jp/agriportal よりわかりやすいように 配慮したポータルサイトと して整備(年度内目処)

- ✓ コンテンツ拡充
- ✓ デザイン見直し
- ✓ 情報発信強化

「国・地域別イベントカレンダー」の作成・活用

農林水産省

日本の農林水産物・食品のプロモーションを統一的、戦略的に行うため、都道府県や関係団体等が行う予定の輸出促進に関するイベントをまとめた「国・地域別イベントカレンダー」を作成し、公表。

実施状況

- 国内外の約700のイベント情報を含む「国・地域別イベントカレンダー」をJETROホームページにて公表(8月末)。(8月30日~11月14日の間で、アクセス数約5,500ビュー)。
- イベント情報を利用しやすいよう、<a>国・地域や対象品目などでの絞り込み検索機能を追加(10月末)。
- 〇 JETROホームページより民間事業者のイベント情報の受付を開始(10月末)。

課題・今後の対応

【課題】

- 国・地域別イベントカレンダーの周知と民間事業者などからの情報収集。
- 個々のイベント予定が固まる前、検討段階で情報を収集し、イベント間の連携、調整ができるようにする。
- 効果的なイベントを開催していくため、イベント成果の検証、事例の共有を図っていく。

【今後の対応】

- パンフレットなどによりイベントカレンダーを周知。民間事業者のイベント情報を掲載(11月)。
- イベント間の連携・調整が可能となるよう、JETRO等が<u>翌年度に開催するイベントの情報を</u>年内までに 都道府県等に周知し、3月末を目処にオールジャパンのイベントとなるよう調整を行う。
- O JETROホームページにて、イベント情報と共にイベントの成果、事例も掲載し、情報提供を行う(3月)。

2. 日本産の「品質の良さ」を世界に伝える

JASをはじめとする基準認証制度や知的財産制度の整備

農林水産省

- ・日本産品の品質や特色、管理体制をJAS制度等の基準認証制度を活用して海外市場にもアピール。 ・知的財産制度の活用により、海外市場においても日本産品のブランド化を推進。

実施状況 <JAS>

いるところ。

向案を整理し、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会に報告(10月14日)。 <食品安全管理規格> 食品安全マネジメント協会は7月26日、食品安全管理の規格と認証の仕組みを定めた文書を公表し、同日付

○国際規格との連動を見据えた強みのアピールにつながる規格、マーク、規格化の促進策等について課題と対応方

- で運用を開始。 <GAP> 日本GAP協会は、国際的に通用する規格として策定したJGAP Advanceの運用を9月に開始するとともに、新 たに畜産分野のJGAPの検討を行う部会を同協会に設置し、来年度からの運用開始を目指し策定作業を進めて
- 地理的表示(GI)保護制度の運用を平成27年6月に開始。これまで、神戸ビーフ、夕張メロンなど21の産品を 登録。
- 国際協定により地理的表示の相互保護を行うため、地理的表示法の改正案を国会に提出済。
- <植物品種登録>
- 日本で開発された優良な品種について、第三国での無断栽培を防止するため、海外での品種登録(育成者 権取得)を支援。海外出願相談窓口の設置や、海外品種登録出願マニュアルを整備。

課題・今後の対応

<地理的表示(GI)>

- ○強みのアピールにつなげるため、多様な規格を定められるようJAS法改正法案の次期通常国会提出を検討し、国 際規格との連動を見据えた戦略的なJAS規格の制定・活用等を推進。
- ○日本発の食品安全管理規格やGAPについて、平成29年度の国際的な承認申請を目指す。また、国際的に通用 する水準の認証取得を促進。 - 5 -

日本産品や日本食・食文化の魅力を海外へ発信

農林水産省•外務省

日本産農林水産物・食品を売り込んでいくため、在外公館やインフルエンサー等を活用し、日本産品 や和食などの食文化の魅力を海外へ発信。

実施状況

- ▶ 本年8月の香港Food Expoにおいては、和食器・調理器具などをブースで展示するとともに、料理デモで展示食器を使用するなど、展示会・見本市で日本食材と一体としたPRを実施。
- 戦略取りまとめ後の本年6~11月まで、在外公館において、計31件のイベント・レセプションを実施。その際、在外公館のネットワークを生かし、現地で影響力を有する「インフルエンサー」も積極的に招待。
- ▶ 9月のNY国連総会開催期間に、日本食普及の親善大使であり、NYの著名シェフであるデービッド・ブーレイ氏等による日本食普及レセプションとセミナーを実施。





16年8月 日本審産物輸出協議会によ 「日本産食べ方」を実演したセミナー (於: Food Eyno 2016(香港))

課題・今後の対応

【課題】

- ➤ イベントの効果・ノウハウを今後のイベントに伝えていき、さらに効果的に実施していくことが必要。
- ▶ 国・地域によっては、発信力の高いインフルエンサーの情報が不足しており、海外の一般消費者や事業者に向けた発信力の高いインフルエンサーの発掘や情報収集が必要。

【今後の対応】

- ▶ イベントの成果や反省点等を整理し、その後のイベント実施者に伝えていく。
- > SNSやインターネット等を効果的に活用し、日本産品や日本食・食文化の魅力を海外に発信していく。
- 在外公館等との連携を強化し、日本食普及イベントを実施する予定の国・地域のインフルエンサーに 関する情報収集やリスト化を随時行い、イベントへの参加・協力の声かけや、日本産食材等の魅力発信を行う。
- ▶ ホーチミンで開催される「2016ジャパンベトナムフェスティバル」において、現地の著名シェフであるヴーティゴックアイ氏等による日本産食材を使用した日本食普及イベントを実施予定。(本年11月)
- ➤ LAにおいて、日本食普及の親善大使である風戸正義氏を講師とし、寿司に関する食品衛生管理等の知識・調理技能の向上、日本産食材の魅力を理解した料理人を育成するための寿司講習会を開催予定。(本年11月) -6-

「食」や「農」をテーマにした外国人向け旅行の開発と農泊等の推進

観光庁・農水省

日本の食や農業体験、美しい農山漁村の景観などを活かした旅行商品の開発・販売を行うとともに、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進する。

実施状況

- 広域観光周遊ルート形成促進事業について、平成27年6月に<u>広域観光周遊ルートに認定した7ルートにおいて</u>、本年4月に<u>観光資源として食や農業漁業体験などを活かしたモデルコースを策定</u>。また、6月に追加で4ルートを認定し、モデルコースを策定中。
- 平成28年度の魅力創造事業では<u>38の地域</u>を選定し、<u>旅行商品の開発、マーケティング調査等の事</u> 業を支援するとともに、テーマ別観光事業による支援の1テーマとして、酒蔵ツーリズムを選定。
- 〇 <u>農泊を実践する地域</u>について、海外からの観光客誘致のための<u>モデルツアー</u>や海外エージェント・マスコミ等を対象とした優良地区への<u>ファムトリップ</u>、国内外旅行会社との<u>商談会への出展支援</u>等を 実施。

課題・今後の対応

【課題】

- 観光情報と食や農の情報の一体的な発信、食や農を含んだ旅行商品開発の促進。
- 共通の観光資源を活用している各地域それぞれが誘客等の取組を行うなど、国内外の旅行者 等に対する情報発信力が不足。
- 地域全体が連携して統一的にマネージメントする民間団体や人材の育成が急務。

【今後の対応】

- 〇モデルコースについて<u>海外への情報発信や旅行商品の造成促進等の取組を支援</u>。 また、酒蔵ツーリズムにおけるネットワークの構築、周遊プラン・モデルケース作成等を支援。
- <u>外国人の受入体制整備、ホームページ等の多言語化、外国人向け体験プログラムの企画等を</u> 支援。
- ○「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」(議長:内閣官房長官)の場において、<u>農</u> <u>泊を持続的なビジネスとして実施できる地区の飛躍的拡大(500地区)に向けた方策を検討。</u>



うどんづくり体験



食•農業体験

3. 「ライバル国に負けない」ための戦略的販売

施策の概要

日本青果物輸出促進協議会が、各産地がバラバラに実施していた販促イベントについて、<u>重複なく実施できるよう時期を調整</u>。その販促イベントに合わせ、<u>各産地が順次、商品を供給することでリレー出荷体</u>制を構築。

実施状況

平成28年度は香港において、ぶどう、りんご、かんきつ、いちごで実施。

- (ぶどう)山梨県が7月下旬~8月上旬に、広島県が9月上旬に香港のデパート等で<u>販売促進活動</u>を実施。 JA山形が11月頃にシャインマスカットを輸出予定。
- (**いちご**) <u>九州農産物通商(株)</u>が、2~3月に複数産地のいちごを集めて香港の日系スーパーで<u>いちご</u> フェアを行う予定。
- (かんきつ) <u>愛媛県</u>が1月下旬~3月に「甘平(かんぺい)」、「せとか」、「清見(きよみ)」等<u>中晩柑の輸出</u>を行う予定。

課題・今後の対応

【実現に当たっての課題】

- 各産地は、①旬の時期に輸出したい、②相手国バイヤーが要望する時期に輸出したい、といった思惑がある中で、「オールジャパン体制の下での協調した輸出を行うことが重要」との意識改革が課題。
- また、輸出時期の長期化を図るためには、長期保存技術の確立が重要。

【今後の対応方針】

- 調整した販促イベントに合わせて、各産地が輸出するよう引き続きフォローアップ。
- 〇 リレー出荷による多品目周年供給に向けて、<u>複数の産地で調整・連携して行う販売促進活動</u>を支援。
- 〇 最先端の鮮度保持技術による輸送実証を支援。

〇日本食・文化等を発信する機能を持ち海外需要獲得の基盤となる施設の設置・運営を支援するために、クールジャパン機構が民間では支援しきれないリスクマネー供給を実施。

実施状況

〇日本食・文化を発信する拠点など、食分野8件への出資支援を実施中。

外食事業欧米展開

- ・欧米豪で、ラーメン・日本酒・焼酎等を 組み合わせたダイニング形式の店舗 を展開。
- ・本年6月にパリに市内旗艦店を開店。 出店を加速し、欧米豪に順次開店予 定。

日本茶カフェ展開

- ・長崎県内の地域企業がコンソーシアムを組み、米国で日本茶カフェを展開し、長崎県産品等の販売を行う。
- ・本年7月にロサンゼルスに1号店を開店

ジャパンフードタウン

- ・海外初出店の外食ベンチャー16店舗 がまとまりシンガポール伊勢丹に出 店し、拠点活用、ブランディング、物 流の効率化を実現。
- ・本年7月にオープン。

ジャパンモール

- ・マレーシアにASEAN初の全館クール ジャパン商材を扱ったショーケースを 構築し、食も含め日本の最先端のラ イフスタイルを発信。
- ・本年10月にオープン。

中東外食フランチャイズ

- ・中東資本と組み、ハラル対応等を工 夫した日系外食事業を現地でフラン チャイズ展開。
- ・第一号案件として、ドバイに「築地銀 だこ」(たこ焼き)を出店予定。本年9 月に「牛角」(焼き肉)及び「屯ちん」 (豚骨風ラーメン)と契約。

ベトナムコールドチェーン

- ・東南アジアで日本食材流通の基盤と なるコールドチェーンを展開。
- ・本年7月、ベトナムで冷凍冷蔵庫が本格稼働。

中東向け食加工・流通インフラ 整備に向けたファンド

・中東地域へ日本の食・農輸出及び普 及促進を目的とするファンドを設立。

日系外食企業向け食材加工

・日系外食企業に向け、食材の加工・ 供給を行う工場を台湾・中国に整備 し、商材調達・食品加工のプラット フォームを構築。

課題及び今後の対応

【課題】

- 〇 食分野での海外展開のためには、生産・流通チェーンの強化が重要。
- これまでは東南アジアや欧米中心であったが、中東など他地域への拡大が必要。

【今後の対応】

- 〇これまで、外食・小売店舗展開への支援が中心であったが、生産・流通段階へも支援を強化。支援地域についても、アジア、欧米のみならず、中東など他地域へも拡大予定。(29年度当初要求)
- ○食文化の発信をビジネスにつなげている海外の先行事例及び日本への応用可能性について平成28 年度に調査を実施。

生鮮品の大量かつ低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術について、普及を促進するとともに、新規技術開発を支援。

実施状況

<普及の促進>

- 〇 <u>高電圧方式の鮮度保持コンテナの販売を</u>民間事業者が<u>9月より開始</u>(国土交通省)
- 〇 「農林水産物・食品輸出の手引き」にて、CAコンテナ、1-MCP等の鮮度保持技術を紹介(農林水産省)
- 鮮度保持輸送技術を始めとする、我が国技術・ノウハウを活用したグローバルバリューチェーンの構築に向けた支援を実施(今年度20件)(経済産業省)

<新規技術開発>

- 〇「革新的技術開発・緊急展開事業」において<u>鮮度保持輸送技術の実証研究を実施中</u>。(農林水産省)
- 〇「「知」の集積と活用の場」において、青果物の鮮度保持輸送技術等の研究開発プラットフォーラムを設立。(農林水産省)

課題・今後の対応

【課題】

- 海上輸送によるコスト低減効果を拡大するための荷物の集約・大口ット化が必要。
- 輸出関係者に鮮度保持効果を実感してもらうことが必要。

【今後の対応方針】

- 輸出関係者に鮮度保持効果を実感してもらうため、<u>コールドチェーンの確立等に向けた実証的な取組の支援</u>を予定(農林水産省)
- 物流事業者等による鮮度保持コンテナの導入に対する支援を検討(国土交通省)
- 年度内で鮮度保持技術や大ロット化などの課題について調査・検討を進めるとともに、<u>来年2月にシンポジウムを</u> 開催し、実証成果等の紹介や情報共有を図る。(農林水産省、経済産業省)

4. 農林漁業者自身が海外において販売拠点を設ける取組をサポート

○ 海外に産直市場を設置し、日本から生鮮品・一次加工品等を直接輸出・加工・販売する取組みを支援



実施状況

○ シンガポールを念頭に、事業性のある海外産直市場のモデルの構築を目指して調査を実施中

(平成28年度当初予算)

- <主な調査内容>日本からの輸出が効果的な生鮮品・一次加工品等、有効な立地地点、 商品のあり得べき販売モデル、現地関連規制等
- 上記調査も踏まえて民間事業者が行うより具体的な事業計画の検討等に対する支援を行う。 (平成28年度補正予算)
 - <主な検討内容>
 - ・実際に事業を実施する場合に考えられる商品群、商品の規模感、使用する設備・機器等を具体に検討
 - ・これらを前提にコストを試算しつつ、事業を実施する場合の価格設定等も併せて検討

課題・今後の対応

○ 上記の調査・検討を前提に、実際に事業を行い得る者の発掘・支援。例えば、実際の事業に対してA-FIVE等の政府系ファンドの出資などによる資金調達についても、必要に応じて検討を進める。−13-

農林水産省

JAグループにおける海外拠点の整備

JAグループがシンガポールを始めとした海外拠点を拡充。物流等を整備するとともに営業活動を強化し、販売を拡大していく。

実施状況

- <シンガポール>
- 現地法人(全農インターナショナルアジア(株))の<mark>営業人員体制を5月に増員</mark>し、8月から牛肉の輸 - 入・販売実務を開始。
- <u>C A コンテナでの鮮度保持輸送試験</u>を実施し、モモ、ブドウ、メロン、柿等で効果を確認。
- <その他の国・地域>
 - ・<u>米国、イギリス</u>:現有拠点(米国:全農アメリカ(株)、英国:全農インターナショナル欧州(株))の 営業人員体制を強化し、牛肉の輸入・販売実務を開始。イギリスの現地卸売会社の買収により拠点拡充 (11月)。

課題・今後の対応

- <u>現地での事業拠点を増やし、J A グループとして、輸出を本格的に取り組む</u>。
- <シンガポール>
 - ・現地法人の更なる人員体制の強化・拡充を予定。(牛肉以外の米・青果等の営業強化。) [平成28年度内目途]
 - ・現地の卸売・Eコマース業者への出資による物流・加工拠点施設拡充とリテール事業拡充を検討 [平成29年度第一四半期目途]
- <その他の国・地域>
- ・香港:営業拠点としての現地法人の設置。[平成28年度内目途]
 - 現地の食肉卸会社との物流、加工拠点の共同運営。 [平成28年度内目途]
 - 海外産直市場のモデル構築のため、現地調査等の事業性評価を実施。 [平成28年度内]
- ・台湾:現地の流通小売事業者等と共同で物流や外食などの事業を実施。 [平成28年度内目途]
- 営業拠点としての現地法人の設置。 [平成28年度内目途]
- ・タイ: 営業拠点としての現地法人を設置。 [平成28年度内]
- ・中国:新たな営業拠点として現地法人を設置予定。[平成29年度内を目途]
 - コメ販売現地法人設立(上海)に向け、関係者と交渉中。 [平成28年度内]
- ・EU:小売チェーンの買収等による拠点拡充。【平成28年度内】
- ・米国:卸売業者、外食事業者等と共同した物流、加工や外食等の事業の実施に向け関係者と交渉中。 [平成28年度内目途]
 - 海外産直市場のモデル構築のため、現地調査等の事業性評価を実施。 [平成28年度内]

5. 既存の規制を見直し、 国内の卸売市場を輸出拠点へ

卸売市場を輸出拠点へ

農林水産省

卸売市場施設を海外バイヤーや輸出業者が有効利用できるように施設の開放を促進するとともに、海外バイ ヤーと卸売業者が直接取引できるよう規制を緩和。施設整備や輸出関係証明書発行についても推進。

実施状況

【バイヤー】地方卸売市場埼玉園芸市場では、欧州のバイヤーが市場施設を利用しながら植木の取引を実施 (本年6月~7月にはイタリア人バイヤーとコンテナ30本~40本取引)

【バイヤー】豊明花き地方卸売市場において海外バイヤーを招へい。セミナーを開催し、花き産地を視察。

【**規程**】長崎市中央卸売市場が卸と海外バイヤーの取引等を可能とする業務規程を改正。

さらに、9つの制売市場が業務規程の改正手続きを進めているところ。

【手続】成田市公設地方卸売市場が輸出証明書の交付業務を11月から運用開始。

この他、福岡市中央卸売市場含め4カ所の卸売市場において対応を検討中。

【手続】卸売市場内での植物検疫を、6ヶ所の卸売市場において定期又は不定期で実施。

【整備】福岡市中央卸売市場青果市場が本年2月、貯蔵・保管施設等を拡充整備、 輸出に取り組む。



を市場に 招へい



産地視察

課題・今後の対応

【課題】

- 海外バイヤーに対する市場施設利用をどのように働きかけるかが課題。
- 輸出対応型の卸売市場とするために必要な施設の整備に関する調整。
- 輸出証明書の交付は、民設市場でも要望がある。





卸売市場におけるコンテナヤード コールドチェーン対応

【今後の対応方針】

- 成田市地方卸売市場、大阪市中央卸売市場卸売業者、豊明花き市場等で海外バイヤー招へいを実施。
- 成田市公設地方卸売市場においては、コンテナヤードを伴う輸出対応型の卸売市場施設の整備。この他、 輸出拠点として、京都市中央卸売市場第二市場、大阪府の卸売業者が施設整備。
- 民設市場でも輸出証明書の交付を可能とするシステムを年度内に整備予定。

6. 諸外国の規制の緩和・撤廃のため、省庁横断でチームをつくり、戦略的に対処

▶ 食品安全、放射性物質、検疫、通関手続き、流通業・物流業等の外資規制などの輸出に関する規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化させるため、内閣官房に関係省庁を構成員とする「輸出規制等対応チーム」を設置。

実施状況

○ 6月にチームを設置。関係省庁連携での交渉の結果、最近では以下のように成果が上がっている。

<8月>

- カナダ:全ての都道府県からのなしの輸入を解禁。
- カタール:検査報告書の提出義務を廃止(放射性物質関係)。
- イスラエル:輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目を縮小(放射性物質関係)。
- ・ ネパール:輸入時サンプル検査を撤廃(放射性物質関係)。

<9月>

- カナダ:なし生果実の携行輸入を解禁。
- タイ: 牛肉の30ヶ月齢制限の撤廃。
- 仏領ポリネシア:検査証明書の対象地域・品目を縮小(放射性物質関係)。

<10月>

- ・ ニューカレドニア:12都県産の全ての食品の輸入停止を解除(放射性物質関係)。
- 米国:千葉県産のタケノコの輸入停止を解除(放射性物質関係)。
- カナダ: すべての品種のりんごの輸入を解禁(これまでは「ふじ」のみ輸出可能)。

課題・今後の対応

生産者、事業者からの要望、相手国の主張等も踏まえながら、関係省庁が連携の上、戦略的に交渉に対応し、規制等の緩和・撤廃に取り組む。18-

7. 国内輸出関連手続を改革

NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)により一元処理できる証明書の<u>範囲を拡大</u>し、輸出証明書(原発事故関連)、漁獲証明書、衛生証明書を追加する。

実施状況

- NACCSによる一元処理について、本年6月から関係省庁等(財務省、国税庁、農林水産省、水産庁、厚生労働省及びNACCSセンター)の間で、NACCSの改修に係る技術的協議を繰り返し実施し、本年9月、システムを通じた証明書の発給申請に関する詳細設計を確定。
- ・ 現在、詳細設計の確定を踏まえ、<u>平成28年度中の運用開始を目指し、プログラム開発等</u> を行っている。

課題・今後の対応

今年度中の運用開始に向け、関係省庁間の協議、プログラム開発等を継続しながら、 NACCS端末の設置場所の現場調査や回線工事等を実施していく。

各種輸出関連証明書の申請発行手続きの改革

- 各種輸出証明書の発行窓口、受領場所を拡大する。
- ・証明書発行に関する情報を検索するサイトを開設する。

実施状況

〇卸売市場における輸出証明書(原発事故関連)の受領業務を希望する成田市場などに対して、具体的な手続きに関する説明を実施。<u>国の機関以外では初となる成田市場において、11月1日から輸出証明書の受領を開始</u>。この他、福岡市中央卸売市場含め4カ所の卸売市場において対応を検討中。



〇漁獲証明書を発行する都道府県については、新たに登録する旨回答があった9道県について、発行機関の登録に向けて手続中。

【各種輸出関連証明書の申請手続きに関する検索サイトの開設】 関係省庁からの意見集約を経て、11月中に構築業者を選定し構築作業を開始。 今後、関係省庁間で連携しながら年度内の開設に向けてシステムの構築作業を 実施。



課題・今後の対応

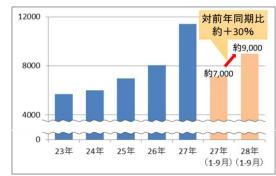
- 〇引き続き、卸売市場に対して、手続きについて個別に説明する等の丁寧な対応を実施。
- ○<u>民設市場や空港等で輸出証明書の受領</u>を可能とするシステムを年度内に整備予定。
- ○<u>漁獲証明書の発行</u>機関登録を行う旨の回答を得た9道県から順次発行機関登録手続きを行っており、 早いところでは11月から発行業務を開始。(<u>既存の4県とあわせて今年度中に13道県において発行業</u> 務を開始。)

- 主要空港の植物防疫所・動物検疫所は24時間365日体制で対応。
- それ以外の場所でも事業者の要請に応じて早朝・夜間、土日・祝日も柔軟に対応。

実施状況

- 主要空港※において、24時間365日体制で対応中。
- <u>事業者からの要請に応じて、上記以外の海空港</u> <u>や栽培地・集荷地・市場等においても柔軟に輸出検</u> 査を実施中。
- ホームページを充実し、輸出に関する検疫制度をわかりやすく周知することともに、設置した植物防疫所・動物検疫所の輸出相談窓口(平成28年3月設置)に寄せられた事業者等からの問い合わせに対して、きめ細やかな対応を実施中。
 - ※[植物防疫所]成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港 〔動物検疫所〕成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、那覇空港

●集荷地検査の実績:約11,000件(平成27年)





長野県川上村のレタス(台湾向け



豊明花き地方卸売市場(愛知県)の花き・苗類

●輸出相談窓口への問い合わせ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
植物防疫所	666	624	615	595	666	580
動物検疫所	368	314	352	363	316	323

課題・今後の対応

○ <mark>那覇空港における24時間365日体制の整備(植物防疫所)</mark>や、栽培地・集荷地・市場等における輸 出検査の実施に必要となる人員を整備し、検疫業務体制を強化。 -22-